相模原市内部統制基本方針

1 趣旨

本市の事務に関する内部統制を推進し、もって市政に対する市民の信用の維持、向上及び質の高い市民サービスの継続的、安定的な提供に寄与するため、地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第150条第1項の規定に基づき、相模原市内部統制基本方針を定める。

2 内部統制の目的

内部統制は、事務の管理及び執行が法令に適合し、かつ、適正に行われる体制 の構築により、次に掲げる事項について取り組み、本市行政の信頼性及び透明性 の確保を図ることを目的とする。

(1)事務の効率的かつ効果的な執行

職員一人ひとりが、管理し又は執行する事務に潜むリスクとその影響を認識し、リスク発生の回避及び発生時の損失の最小化に取り組むことにより、組織として事務の一定の水準を確保し、かつ、遅滞なく業務を遂行できる体制を確保する。

(2)業務に関わる法令等の遵守

職員一人ひとりが、事務の根拠規範となる法令等を遵守し、適正に事務を管理及び執行できる体制を確保する。

(3)資産の保全

税を主な財源として取得した資産である財産及び現金が、不正に又は誤った 使用、処分等がされることのないよう、適切な保全を図る体制を確保する。

(4)財務報告等の信頼性の確保

適正な事務の管理及び執行を通じた正確な財務報告等により、その信頼性を 確保する。

3 推進体制

市長を最高責任者とし、内部統制の基本的要素である「統制環境」、「リスクの評価と対応」、「統制活動」、「情報と伝達」、「モニタリング」及び「ICTへの対応」に係る各主体の役割を踏まえた全庁的な体制の整備及び運用により、内部統

制を推進する。

4 内部統制の対象事務

内部統制対象事務は、財務に関する事務とする。

5 報告書の公表等

法第150条第4項から第6項まで及び第8項の規定により、毎会計年度において本方針に基づき整備した体制及び運用について評価した報告書を作成した上、これを監査委員の審査に付し、その意見書と共に議会に提出し公表する。

6 基本方針の見直し

内部統制の進捗を踏まえ、必要に応じて本方針の見直しを行う。

7 施行期日

この方針は、令和2年4月1日から施行する。

令和2年2月6日

相模原市長 本村 賢太郎